

理事再任期間上限に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、本連盟の短期的な事業継続を確保しつつも、属人的となることなく新陳代謝を図り中長期的な経営の安定を確保するため、本連盟の業務を執行する理事会を構成する理事が連続して再任できる期間（以下、「連続再任期間」という。）の上限について定める。

（定義）

第2条 本規程において、連続再任期間とは期首の評議員会において提示された2年以内の理事の任期が連続する期間のことをいう。任期途中で理事を辞任した場合又は任期途中で補欠となる理事に選任された場合も1期とみなし、直後の期において理事に選任された場合は連続する再任とする。

（理事の連続再任期間における上限の原則）

第3条 理事は、原則として連続する5期を超えて再任することはできない。再び選任されるまでに必要な経過期間は1期以上とするが、経過期間において本連盟の評議員、監事、専門委員会等の委員への就任および本連盟職員となることは妨げない。

（特例措置）

第4条 以下の各号に該当する場合は、前条に規定する連続再任期間の上限の例外とする。ただし、この場合においても連続して再任できる期間はさらに1期を上限（通算6期まで）とする。

- （1）当該理事がIFなど国際的な競技団体の役職員である場合で、これに基づき評議員会が理事として選任した場合
- （2）当該理事の実績等に鑑み、法人の運営上、または特に重要な国際競技大会等に向けた競技力向上もしくは競技運営力向上をはじめとする中長期の目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事もしくはプロジェクトリーダー等を務めることが不可欠である特別な事情があると理事会が認め、これに基づき評議員会が理事として選任した場合

（特例者の取り扱い）

第5条 前条により特例となる理事の総数は、理事総数の半数を超えてはならず、かつ会長、副会長、専務理事および常務理事の総数においても前条により特例となる理事の総数は半数を超えてはならない。ただし、任期途中の理事の辞任等に伴い半数を超える場合はこの限りではなく、補欠となる理事を選任する場合に考慮することとする。

(その他)

第 6 条 本規程に定めのない事項については理事会にて審議する。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付則

本規程は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

ただし、本規程第2条に規定する理事の連続再任期間には、本規程制定以前の任期も合算し通算する。